

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	特別児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、特別児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

三重県知事

## 公表日

令和7年12月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当支給事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当を支給する。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①認定請求の受理、認定及び認定結果の通知 ②特別児童扶養手当受給証明書に関する事務 ③額改定届又は額改定請求書の受理、審査及び額改定結果の通知 ④氏名、住所、支払方法の変更届の受理及び変更 ⑤所得状況届の受理、審査及び審査結果の通知 ⑥未支払手当請求の受理及び未払通知書の交付 ⑦資格喪失届の受理及び資格喪失通知書の交付
③システムの名称	(特別)児童扶養手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の項番66
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・特定個人情報の照会 91の項 ・特定個人情報の提供 13の項、16の項、19の項、20の項、29の項、42の項、80の項、81の項、125の項、141の項、155の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-8570 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部文書・情報公開課) 059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒514-8570 三重県津市広明町13番地子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課 059-224-2271
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人未満 2) 500人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)    [ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で窓口である各市町において記載されたマイナンバーの真正確認を行っているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 9. 監査

実施の有無  自己点検  内部監査  外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発  十分に行っている  <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li><li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li><li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li><li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li><li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li><li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li><li>9) 従業者に対する教育・啓発</li></ul>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 特に力を入れている</li><li>2) 十分である</li><li>3) 課題が残されている</li></ul>
判断の根拠	特別児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員は、ID・パスワード及び静脈認証により限定されており、年度ごとに担当職員の新規登録や削除を実施しているため、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 变更箇所